

令和6年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和6年4月24日（水）午前11時00分～午前11時44分
- (2) 場 所：熊毛支庁第一会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用
（報告）
→ 報告事項について了承した。
- (2) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における
知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 県資源管理方針の変更について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) まき網漁業の許可等に関する取扱方針の改正について（報告）
→ 報告事項について了承した。
- (5) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (6) 鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員の選出について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。

令和6年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和6年4月24日（木）午前11時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	欠席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	出席

出席 8

欠席 1

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 水産技師）	赤塚 麻美

令和6年4月24日午前11時00分開会

【開会】

○柳次長

定刻になりましたので、令和6年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。鹿児島在住の久米委員、久賀委員、稲盛委員の3名の方は、WEB会議システムによる出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、8名の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また、本日は事務局として県水産振興課の漁業監理係の保科技術主査、吉田水産技師、漁業調整係から山神水産技師がWEBで出席しております。よろしくお願いします。

それでは委員会を開催いたします。本日の議題は会次第に示しております「クロマグロに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用（報告）」他、計6件となっております。

それでは開会に当たりまして、会長職務代理者の伊東委員がご挨拶を申し上げます。

○伊東委員

皆さんこんにちは、会長職務代理者の伊東でございます。本日はお忙しい中、また、足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

令和6年度1年間会長職務代理者としての職務を全うして参る所存ですので、委員の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げ、さらには事務局長、中津浜課長をはじめ柳係長、今吉技術専門員、赤塚水産技師の事務局の皆様方のご指導をいただきながら進行的に進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

一言、もじゃこ漁について触れたいと思います。3月7日からもじゃこ漁が解禁となりまして、3月中は全般的に不良でありましたが、4月に入って漸次獲れ出しました。4月10日ごろから一転して大量となりまして、つい一昨日4月21日に採捕終了となった次第であります。需給量に対して100%の供給ができて大変安堵しているところでもあります。期間が45日間と長きになりましたが、海上の時化等が続き、実質沖に出漁したのが、21日間でありました。以上報告までです。終わります。

○柳次長

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきますが、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条2項により会長が欠けた際は職務代理者が会務を総理することとなっておりますので、伊東委員よろしくお願いいたします。

○伊東委員

はい。それでは座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規程 8 条により発言の際は挙手の上、議長の許可を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○伊東委員

それでは今回は久賀委員と八板委員を指名しますので、よろしくお願いします。

○久賀委員、八板委員

はい。

○伊東委員

議題 1「クロマグロに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について」、事務局からの説明をお願いします。

○吉田水産技師

それでは、「クロマグロに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について」報告事項として説明いたします。

資料 1 をお手元にご用意ください。めくっていただいてまず概要でございます。今回は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までを期間とする令和 5 管理年度において県留保枠からの追加や他県等から譲渡を頂き本県クロマグロ漁業の各管理区分に配分致しましたので、その報告となります。

管理区分への配分ルールとしましては概ね 1 割を県留保とし、残りの概ね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分しています。

次に配分量です。配分方法は令和 2～3 管理年度の漁獲実績を基に、管理区分ごとに次の比率で配分しており今回譲渡いただいた分についても同比率を適用しました。まず最初が大型魚、大型魚に関しては定置漁業、対その他クロマグロ漁業が 71：29 という比率、次に小型魚が定置漁業、対その他クロマグロ漁業が 79：21 という比率となっております。配分量は大型魚では定置網 10.7 トン、その他クロマグロ漁業に 4.4 トンの追加となっており、変更後の漁獲可能量は 25.1 トンとなりました。

次に小型魚です。小型魚では定置漁業に 8.4 トン、その他クロマグロ漁業に 2.2 トンの追加となり、変更後の漁獲可能量は合計で 34.2 トンとなりました。この変更については令和 6 年 3 月 29 日付までの県広報により公示しております。

なお、資料には記載しておりませんが、令和 5 管理年度の実績としましては、小型魚 34.2 トンに対して 95%に当たる 32.4 トンの漁獲が、大型魚 25.1 トンに対して 73%に当たる 18.4 トンの漁獲がありました。以上で説明を終わります。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それではご意見もないようですので、この件は終了いたします。

次に議題2「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」事務局からの説明をお願いします。

○保科技術主査

はい。水産振興課の保科です。右肩に資料2と書かれたものをご準備ください。こちらに基づいて説明させていただきます。座って説明いたします。

まず、本事項は諮問事項ですので、めくっていただいて1枚目に諮問文をつけております。読み上げさせていただきます。

水振第107号、令和6年4月18日（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、まさば及びごまさばに関する令和5管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更について（諮問）、このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を変更したいので、漁業法第16条第2項及び同条第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

めくっていただきまして1ページ目をお願いします。

まず、概要ですが、今回まさばとごまさば、こちらが対馬暖流系群と東シナ海系群というものに分類されているのですが、この同じ系群の資源を利用する長崎県・島根県が漁獲が非常に積み上がっている状況だということで、本県の漁獲枠を融通していただけないかということで相談を受けているものです。結論としましては、本県の方で配分しておりますまき網の漁獲可能量を県の留保枠に1回移し替えてから両県に融通するということを検討しておりますので説明させていただきます。

まず、検討するに当たって背景となるデータを説明いたします。知事管理漁獲可能量とその漁獲状況について、下の方に移りまして、（1）まき網です。こちらについては数量明示つまり、漁獲可能量が配分されている漁法となります。可能量としましては、令和5管理年度中は11,700トン、そのうち3月末時点で2,476トンと非常に低調な漁模様となっている状況です。下の中段の方にグラフがあると思うのですが、こちらで直近10カ年の平均と令和5年度の現時点までの実績を比較してみました。

まず、点線と実線の折れ線があると思いますが、実線の方が令和5年の実績、点線の方が過去10カ年の平均値となっております。そして棒グラフですが、白塗りの棒グラフが過去10年平均の累積値、塗りつぶしてある方が令和5年度の実績の累積となっております。見てわかるように低調な漁模様となっております。3月時点においても累積値で3分の1に届くか届かないかといった状況でございます。

つづいてグラフの1つ上ですね。その他漁業についてです。その他漁業は敷網、定置

網などで主にさばが獲られておりますが、こちらは漁獲可能量がはめられていない現行水準という枠になっております。こちらは漁獲可能量ではなく目安数量という言葉を使っておりますが1,170トン、漁獲量は2月末の速報値で358トンと非常に少ないという状況であります。一番下の表に今後の漁模様の推定について記載をさせていただいております。まず一番左側、区分ですが、知事管理漁獲可能量にまき網とその他、そしてそれに留保枠が加わって、都道府県別の漁獲可能量とこの2段構えで本県は管理をしているところでございますが、まず、まき網については11,700トンに対して2,476トン、今後の想定量のところに3,777トンとありますが、こちらは平成30年以降の最大値、4・5・6月の最大値の数字をとった数字となっております。この漁獲があったとしても想定では5,400トン超の残が残るというところですよ。続いて下に移りましてその他、こちらは現行水準で1,170トンの目安数量があるところですが、今後の想定が4・5・6月最大でも1,220トン、想定残としてはマイナスとなっておりますが、4月現時点で400トンもとれていない状況ですので、恐らくこういった事態にはならないと考えております。つづいて県の留保枠、こちらは1,430トン設定してございますが、現時点では使用がありませんので、そのまま残るものと見込まれます。この想定残をすべて合計したところ、6,469トンほど残りが出るという見込みがたっております。

めくっていただいて2ページ目をお願いいたします。

ただいま、現在の漁模様と想定残を説明いたしました。では、この結果を受けて県の旋網組合さん、漁獲可能量があてはめられているまき網の団体ですね。こちらの意向についても確認をいたしました。確認をしたところですね、まき網の11,700トンから6,000トンまでは県の留保枠に移し替えて使ってもらってかまわないという答えをいただいております。ただし、この6,000トンに移し替えた後に本県で漁獲がいきなり積み上がった、県の枠を超過してしまった、そうなってしまうとルール上翌年度の枠から差し引かれてしまうことになりますので、そうなった場合は、今回鹿児島県から融通する先の県から超えた分だけ返していただくという条件で6,000トンまでは渡していいという答えをいただいております。

ただいま説明したことを表でまとめますと、まき網の方が差でいいですよとー6,000トンとなりまして、変更後が5,700トン、そしてその分をそのまま県留保に移し替えますので、県留保枠が1,430トンから7,430トン、6,000トン増えるという格好となっております。

今後の対応の手順について、簡単に説明いたします。まず（1）まき網の漁獲可能量から県留保枠に6,000トン移し替え、ただいま説明申し上げた事項ですが、こちらについては関係する鹿児島と熊毛海区の方において本日のように諮問いたしまして、答申をいただきましたら、県のホームページ、公報に公表するとともに農林水産大臣等へ報告をいたします。その後、この6,000トンの融通については（2）にあるとおり両県の協議が整った上で、国に報告し、国からそれについて問題が無いか照会があった上で達成されるという内容になります。

なお、今回のように他県に融通するという手続きについては、昨年度も実施をさせていただきまして、その際は島根県と山口県に併せて1,800トンの融通をしております。融通先の方からは融通していただいたおかげで、なんとか漁を続けることができたということで、各海区、関係者の皆様にお礼を伝えて欲しいということと言付かっておりますので、この場を持って伝えさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊東委員

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等はありませんか？

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

説明ありがとうございました。2つお伺いしたいんですけども、1つめは長崎と島根から依頼があったということなんですけれども鹿児島に依頼があったというのはどういった経緯だったのかということ教えていただきたいと思います。

もう一つは今回、まき網の漁獲可能量から県の留保枠にいったん移し替えるという手続きをとられるということですが、なぜそのような手続きになっているのかを教えてください。なにか管理しやすいとか、国の手続き上のルールがあるとか、そういったことがあるかもしれないのですが、その背景を教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○保科技術主査

説明いたします。まず1点目の長崎・島根県からの相談があった経緯についてでございます。対馬暖流系群を利用する県が集まって情報共有をする場がございまして、その中で各県の漁模様というのは共有があるものですから、それを見て本県であまり漁獲が積み上がっていないことを確認された両県から個別に相談があったというところでございます。

続いて2点目の県留保枠にいったん移し替えてから融通するという手続きについてです。

こちらは非常にわかりにくいところではあるんですが、まき網というのは知事管理漁獲可能量として本県が県の資源管理方針に基づいて配分をしております。融通する先、する元の両県のですね知事管理漁獲可能量に変更がある場合は、農林水産大臣の承認を得る必要がございます。その承認を得るという作業が少々時間がかかるものですから、よりスピーディーに行うためには、いったん両県での県内部の手続きだけで済む県留保枠の移し替えを経て、そこから移し替えるという方が手続き上、手間も少ないものですから、こういったやり方が日本全国で行われている状況でございます。以上です。

○伊東委員

久賀先生よろしいでしょうか？

○久賀委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

○伊東委員

他にご意見・ご質問等ございませんか？

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは、ないようですので、議題2「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系

群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」は原案のとおり定めることを適当として答申してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○伊東委員

それでは、そのように答申することに決定をいたします。

次に、議題3「県資源管理方針の変更について」事務局からの説明をお願いします。

○保科技術主査

はい。資料3をもって説明させていただきます。

こちらも諮問事項でございますので、めくっていただいて1枚目に諮問文をつけております。読み上げさせていただきます。水振第106号、令和6年4月18日（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会 会長様、鹿児島県知事、鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）、このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。めくっていただいて1ページ目をお願いいたします。

まず、変更理由ですが、今回の変更については大きく2点変更理由がございます。まず、1つめが水産庁が策定する基本方針の変更に伴う変更というものでございます。県が作る方針というのは国が作る方針と一部連動する部分がございます。今回国の方の基本方針が変更されたものですから、それに連動して機械的に変更を行うというものです。2点目、先ほどのさばの方の説明にも少しかぶってくるんですが、県で定める知事管理漁獲可能量の柔軟な運用について、記載の変更を行いたいというものでございます。では、変更内容について具体的に説明をします。

（1）国基本方針に伴う変更ということです。国の基本方針においてまだい・ひらめ・きだい、この3魚種の扱いが変わりました。具体的に表で申し上げますと、表の中段ですね、国別紙の別紙の3、県の別紙でいうと別紙の2と書かれている部分ですが、こちらに記載される魚種というのは、内容というところにあるとおり特定水産資源以外かつMSYベースの資源評価が実施されているものということになります。今回、このまだい・ひらめ・きだいの3魚種がMSYベースの資源評価が実施されたものですから、国の別紙3に載りました。これまでは県の別紙3に載っていたのですが、国の別紙3に載るということは、県の別紙2に移さないといけないということでございます。今回元々かつおからめかじきまで5魚種あったものにまだいからきだいまでの3魚種が追加されて8魚種となりました。それに併せて県の別紙3がいずれにも該当しないものが含まれるのですが、まだい・ひらめ等36魚種あったのが、3魚種減り33魚種になりました。合計49魚種なのは変わりませんが、こちらの内訳が変わったということで、第一点目の変更となります。

つづいて（2）知事管理漁獲可能量の柔軟な運用についてというところでございます。まず現状の県の方針について説明させていただくのですが、県における漁獲可能量の運用というのはですね、国や他県から融通とか追加配分があった場合については、非常に充実した書きぶりになっております。というのは、クロマグロのように漁獲実態と実際に県で持つ枠に乖離があるという魚種があるものがあるものですから、もらう分については非常に充実しているのですが、一方渡す分ですね、先ほどのさばのように融通する

分についてはあまり記載が充実していないといった傾向にみられます。今後水産庁ではですね、TAC 管理をまだい・ぶり・ひらめ・むろあじ、こういった魚種にも増やしていく意向を示しているものですから、本県においても他県とのスピーディーなやりとりで本県の漁師さんも困らないし、他県の漁師さんも困らないような体制を作っていく必要があると感じております。その上で柔軟な対応について今回整理をさせていただきたく、持って参った次第です。めくっていただきまして2ページ目をお願いします。では実際どんな運用体制をするかというのが2) 運用体制(案)のところに記載をさせていただいております。県内の知事管理区分間の融通そして、知事管理区分から県留保枠への移し替えについては、関係する水産団体、ようは数量明示された、先ほどのまき網の組合さんとか、そういったところの同意を取得後速やかに実施が可能とするということをさせていただきたいと思っています。ようはまき網とか定置網、そういったところの融通がこれまでできる書きぶりがなかったものですから、そういった体制をとらせていただきたいということ、またそういったところから県の留保枠に移し替えるときにも速やかにできるようにしたいというところなんです。またそれが県の判断だけで恣意的に実施できないように、ちゃんと関係者の同意をとるということも一つ追加させていただきます。そしてこの対応を行った場合の各海区への報告については、現在事前に諮問させていただいて、答申をいただいてから対応しているのですが、事後報告とさせていただきたいと考えております。ただこの運用体制についても今回説明して終わりではなくて、各魚種の管理区分の設定時の諮問において、それぞれ改めて諮問させていただきたいと考えております。直近でいいますとさばが今年度7月に新しい管理区分が始まりますので、6月の海区委員会で諮問させていただきたいと考えております。その際にも改めて、こういった対応をとりますよということは説明をさせていただきたいと考えております。この運用体制を実施した場合、こういった効果があるかということも3)で説明しております。まず、現状はですね、①～⑤までの手続きをとっております。①まず漁獲可能量から県留保枠に移し替える旨を各海区委員会に諮問させていただきまして、それを答申いただいた後で、公表、農林水産大臣へ報告、その後他県との融通については、融通元、融通先で協議をして国に報告し、そして国から照会、変更通知がきた後に、県で公表してはじめて効果が発揮されるというものですので、最短でも1ヶ月以上、3海区にまたがるものと、2ヶ月以上かかるかと考えております。もしこの運用を導入すればですね、下線部にあるとおり移し替える旨を数量明示された関係団体の同意を取得後、速やかに対応をとると、そして海区委員会への報告については、後もって報告ということになりますので、かなり半分以上にスケジュール感としては短縮できるのではないかと考えております。この行政上の事務で漁師さんが目の前にある魚を捕れないというのは合理的ではないので、こういった対応をとらせていただければと思います。

また、この対応についてはですね、いきなり全部の魚種でやるのではなくて、まずは浮魚類、来遊・来遊しないというのが影響してくるアジ・サバ、この2魚種にさせていただきたいと考えております。具体的な追記方法については5)にありますとおり、四角の中を読み上げさせていただきますが、また県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。とこういった書きぶりを追記させていただきたいと考えております。

では、最後に3ページ目で今後の手順、手続きの流れについて説明させていただきます。まず、4月から5月下旬にかけて関係海区の調整委員会において諮問させていただきます。

これらに答申をいただいた後に農林水産大臣に変更承認について提出させていただき、

7月上旬までに県の公報及びホームページにて公表して変更に係る手続きは終了させていただきたいと考えております。4ページ目以降そして11ページ目以降にはですね、新旧対照表、そして溶け込み後の県の方針を示しておりますので、後もってご確認いただけたらと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

稲盛委員。

○稲盛委員

2ページのもので、運用体制（案）のところでは水産団体等の同意を取得と書いてあるんですけど、魚種によっては広範囲に及ぶというようなことなので、水産団体とはどういったところに同意を求めるかということをお聞きしたい。

○伊東委員

事務局説明をお願いします。

○保科技術主査

はい。回答いたします。2ページ目2)運用体制で出てくる水産団体等の同意というところでした。こちらについてはですね、委員のご指摘のとおり、くろまぐろですとその他漁業が幅広く釣りの方が影響してくることになります。なので現時点はですね、数量明示された資源を採捕するというところにかけてアジ・サバ、こちらが旋網組合のみが、まき網のみが数量明示となつてございますので、まずはこの2魚種について対応をとらせていただきたいと思います。クロマグロについてはおっしゃるとおり影響が大きいものですから、どういった格好で同意を得るかを検討した上で対応したいと考えております。まずは、まき網組合が関係するこの2魚種のみで対応を現在は考えているというところで回答させていただきます。

○伊東委員

稲盛委員、よろしいでしょうか？

○稲盛委員

はい。ありがとうございます。

○伊東委員

他にご意見・ご質問等ございませんか。

それではないようですので、議題3 県資源管理方針の変更については、原案のとおり定めることを適当として答申してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○伊東委員

では、そのように答申することに決定します。

次に議題4は「まき網漁業の許可等に関する取扱方針の改正について」です。事務局からの説明をお願いします

○山神水産技師

はい。水産振興課漁業調整係の山神です。議題4についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。今回改正したのは、まき網漁業の許可に関する取扱方針です。2ページをご覧ください。中段に四角で囲っている箇所ですが、今回の改正に関する大型魚礁付近におけるまき網漁業の操業に関する条件になっています。平成7年以前に設置された大型魚礁は、まき網漁業者を受益者としていなかったため、大型魚礁の中心から半径1km以内ではまき網の操業は禁止するという条件を附しています。一方で、平成8年以降に設置した大型魚礁では、まき網漁業者も受益者としているため、操業禁止の条件を適用しないものとして別表1に掲載しております。今回新たな大型魚礁の設置があったので、別表に追加するという改正を行いました。別表1は4ページ以降に掲載しております。今回追加があったのは6ページ、25番から29番の大型魚礁です。初めに25番から28番の大型魚礁ですが、過年度に設置されていたものの別表に追加されていなかったということで、今回追加しております。すべて奄美群島に設置されたものでして、現在当該海域を操業区域に含む許可者はいません。

続いて29番が今回種子島東方に設置されたものになります。魚礁の詳細は9ページ以降に掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上で報告を終了します。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見・ご質問等はありませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

ないようですので、この件は終了いたします。

次に議題5「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」事務局から説明をお願いします。

○赤塚水産技師

はい。事務局の赤塚です。資料5について説明いたします。まず、めくっていただきまして1ページ目ですね。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。熊林水第13号、令和6年4月15日（林務水産課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県熊毛支庁長、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

今回につきましては、固定式刺し網漁業とかじき流網漁業の許可について、制限措置等を定めたいことから、お諮りするものです。

まず、固定式刺し網漁業についてご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

固定式刺し網漁業につきましては、6月1日から一斉更新を迎えますので、今回更新をするものでございます。お示ししているページ、こちらが公示する内容となっておりますが、漁業種類が固定式刺し網漁業となっております。操業区域は熊毛海域であり西之表市及び熊毛郡地先沖合とし、種子島東方海域は距離10,000メートル以内の海域とするとしています。漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数は20トン未満、推進機関の馬力数は定めはございません。許可または起業の認可をすべき船舶等の数は15隻、漁業を営むものの資格の定めはなしとしております。

次ですね。3ページをお開きください。こちらについては、かじき流網漁業についてですけれども、かじき流し網漁業が7月1日から一斉更新を迎えるため、今回公示しようとするものとなっております。公示内容をお示ししておりますが、操業区域は熊毛地区の海域、操業時期は9月1日から1月31日まで、船舶の総トン数は10トン未満、推進機関の馬力数は定めはございません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は10隻、漁業を営むものの資格は定めなしとしております。

4ページご覧ください。知事許可漁業の制限措置等及び許可の基準について参考にお示ししております。まず、1の知事許可漁業の制限措置等についてですが、今回は先ほど申し上げましたとおり、固定式刺し網漁業とかじき流網漁業について新規の許可又は許可の更新を行いたいので、制限措置の内容をこちらの熊毛海区漁業調整委員会に諮問するものとなっております。2つめの許可の基準についてですが、新規の許可または許可の更新にあたり制限措置を公示した後、公示した船舶等の数を超える申請があった場合につきましては、熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をするものを定めるということになっております。こちらの許可の基準につきましては、過去に諮問させていただいておりまして、承認を得ております。6ページですね、6ページの方には、固定式刺し網漁業の基準を、7ページ目にはかじき流網漁業の優先順位の定め方をお示ししている次第です。もしも今回、申請が公示した船舶数を超える場合は、こちらの基準に従って、許可を行いたいと考えております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

それではないようですので、議題5「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は原案のとおり定めることを適当として答申してよろしいですか。

○委員一同

異議なし

○伊東委員

では、そのように答申することに決定します。

議題6に入ります。

議題6「鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員の選出について」事務局からの説明をお願いします。

○赤塚水産技師

はい。それでは事務局から説明させていただきます。資料6についてです。

まず、この連合海区漁業調整委員会につきましては、漁業法の規定により特定の目的のために、2以上の海区にわたる問題を処理するために必要に応じて設置されるというものになっております。

2ページお開きください。こちらに鹿児島県連合海区漁業調整委員会の事務規定を載せております。第1条について本県におきましても鹿児島県連合海区漁業調整委員会として本県の全海区、鹿児島海区、熊毛海区及び奄美大島海区の3海区で、それぞれの全海区の海区内における漁業に関する事項を処理することを事務としているというものになっております。

同じ規程の中に第3条の1項によりますと連合委員会は委員9名をもって組織することになっておりまして、またその下の方ですね、同条の第2項で委員は各海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された同数の委員をもってあてると規定されています。従って本県には鹿児島海区、熊毛海区、奄美大島海区の3海区がございますので、各海区から3名ずつを選出することとなっております。

選出方法についてですけれども5ページご覧ください。こちらがですね、熊毛海区漁業調整委員会の事務規程になるんですけれども14条第1項に連合海区漁業調整委員会の委員でこの委員会を代表するものは委員会が互選するものとするがございます。

現在、当委員会におきましては、令和6年1月9日に甲山会長が逝去され、会長職務代理者である伊東委員と森田委員の2名が鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員となっておりますが、1名欠員が出ている状態となっております。このため、あと1名どなたかを選出させていただきたいと思っております。以上です。

○伊東委員

はい。それでは事務局から説明のあったとおり、これまで当委員会から3名の委員を連合海区委員として選出しており、新たに1名を選出したいと考えております。

事務局から何か案がありますか。

○柳次長

はい。事務局としましては、これまでの委員としての実績等を考慮いたしまして、屋久島の川東委員を推薦したいと考えております。

なお、川東委員におかれましては、本日欠席されておりますけれども、委員になることについては、事前にご了承をいただいております。

○伊東委員

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等ございませんか。ご異議ございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

異議なしの声がありました。それでは、鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員については、川東委員を選出することに決定します。

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

全体を通してご意見・ご質問等ございませんか。

その他として何か事務局からございませんか。

○柳次長

特にございません。

○伊東委員

それでは、他にないようですので、議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○柳次長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和6年4月24日午前11時44分閉会